平成２３年（フ）第２７号
熊本県八代市植柳上町313番地　102
債務者　川口奈津美（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４０１８号
東京都練馬区田柄１丁目24―４　大堀方
債務者　濱川　貴子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０１９号
東京都北区上十条４丁目４―11　竹澤荘２階
債務者　鋤柄　尚広
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７号
北海道旭川市永山５条22丁目１番２号
債務者　梅野由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５号
北海道旭川市末広２条５丁目５番14号　パールハウスＣ号室
債務者　布施　俊弘
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７号
北海道旭川市10条通15丁目24番地の２ローズウェル103号室
債務者　前田　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
北海道深川市７条６番41号　静香荘３号室２Ｆ
債務者　吉田　和義
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６０号
横浜市港南区港南３丁目15番５号　201
債務者　渡辺由貴美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７９号
横浜市旭区本宿町69番地１　リベレンス二俣川105
債務者　鞆工　伸司
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８９号
神奈川県大和市下鶴間3009番地２　サンハイム下鶴間１―104号
債務者　高橋　春海
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５５号
横浜市南区大岡１丁目63番２号
債務者　山崎まり子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５７号
横浜市緑区三保町2056番地
債務者　坂田佳名生（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５８号
横浜市港北区新吉田東６丁目61番10―106号
債務者　山崎　　香
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６６号
横浜市港南区大久保２丁目31番21―106号
債務者　高橋　宏幸
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９８号
横浜市鶴見区生麦５丁目18番16号　メゾンローサ101号
債務者　戸部　良雄
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１８号
横浜市金沢区六浦南２丁目３番25号　エリート六浦103
債務者　佐々木悦子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部